防災業務計画

ユニー株式会社

<目次>

- 第1章 総則
- ◇計画の目的
- ◇基本方針
- 第2章 防災体制の確立
- ◇活動体制の整備
- ◇情報収集及び連絡体制・通信体制の整備
- ◇緊急参集体制の整備
- 第3章 災害予防に関する事項
- ◇当社施設等に関する備え
- ◇防災教育・訓練の実施
- ◇防災器具の点検
- ◇備蓄に関する備え
- 第4章 災害応急対策に関する事項
- ◇活動体制の確立
- ◇情報連絡体制の確保
- 第5章 災害復旧に関する事項
- ◇応急の復旧
- 第6章 南海トラフ地震の防災対策推進計画
- ◇各種対応等
- 第7章 日本・千島海溝地震の防災対策推進計画
- ◇各種対応等
- 第8章 計画の適切な見直し
- ◇計画の検討・変更

第1章 総則

◇計画の目的

- 第1条 本計画は、次の各号の法律の規定に基づき、ユニー株式会社(以下「当社」という)が災害及び 災害防止に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を的確かつ迅速に実 施して、通常の事業活動が許容される期間内に復旧できるように計画を定め、当社が行う災害対 策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。
- (1) 災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号、以下「災対法」という)第3 9条第1項
- (2) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年6月15日法律第73号、以下「大震法」という)第6条第1項
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法(平成14年7月26日法律 第92号、以下「南海トラフ法」という)第5条第1項
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成16年法律第27号、以下「日本・千島海溝法」という)第6条第1項

◇基本方針

- 第2条 災害発生時において、災対法その他の法令に基づき、関係省庁、地方公共団体、指定公共機関 等の関係機関(以下「関係機関」という)と連携協力し、防災業務の的確かつ迅速な実施に万 全を期する。防災業務の実施にあたっては、次の各号に留意する。
 - (1) 平素から関係機関との連携体制の整備に努める。
 - (2) 広報・インターネット等を活用して、国民に迅速に防災業務に関する情報を提供するよう努める。
 - (3) 防災業務の実施方法等については、関係機関から提供される情報を踏まえ、災害発生又は発生するおそれがある場合の状況に応じて当社が自主的に判断するものとする。
 - (4) 防災業務の実施については、関係機関の協力を得ながら、当社従業員のほか当社の実施する防災業務に従事する者の安全の確保に配慮する。
 - (5) 政府による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の業務を的確かつ迅速に実施するよう努める。

第2章 防災体制の確立

◇活動体制の整備

第3条 平常時においては当社「防災対策本部」の中で、PDCAに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上を図ることとする。また訓練・教育等によって得られた情報や知見等についても適切に反映させ精度をあげていく事とする。

非常時においては事業継続計画(BCP)に基づき、災害時の被害想定における役割・復旧作業・対応部署などを明確にする。緊急対策本部長の指揮の下で各対応部署を組織化し、早期復旧・早期営業再開を行う。

◇情報収集及び連絡体制・通信体制の整備

第4条 情報収集及び連絡体制の整備については以下の通りとする

- (1) 当社施設等の被災の状況、防災業務の実施状況、従業員の安否確認等の情報を迅速・正確に 収集・集約できるように連絡方法・連絡手段等の必要な事項についてあらかじめ定める。
- (2) 営業時間外・夜間においても的確に連絡できる体制の整備に努める。

第5条 通信体制の整備については以下の通りとする

- (1) 災害発生時において、迅速かつ確実な連絡が行えるよう、関係機関との連携に配慮し、必要な通信体制を整備する。
- (2) 通信体制の整備については、災害により通信手段が被害を受けた場合においても通信が行えるよう 通信手段の多重化等のバックアップ体制の整備に努める。
- (3) 平素から防災業務に必要な通信設備の点検を定期的に実施する。

◇緊急参集体制の整備

第6条 緊急参集体制については以下の通りとする

(1) 発動要件

大規模な自然災害等により、店舗や事務所(本社・エリア)に甚大な被害が発生し、社内で緊急 事態宣言が発令された場合および事業継続に支障をきたす事案が発生した場合とする。

(2) 発動権限者

事業責任者(代表取締役社長)またはその代行者とする。

(3) 事務局

災害対策室を事務局とし、危機管理部を代行部署とする。

- (4) 発動までの流れ
 - ① 店舗や事務所は被害状況等を事務局に報告する。
 - ② 事務局は被害規模や予測される状況を事業責任者に報告を行う
 - ③ 事業責任者は、報告された被害内容や予測される状況を総合的に判断し、速やかに緊急事態宣言発令と防災対策本部設置の要否を決定する。(不在の場合は代行順位に準ずる) ※緊急事態宣言の発令は PPIH 代表取締役が決定する。
 - ④ 緊急事態宣言発令と防災対策本部設置とともに事業継続計画(BCP)を発動させることで、 初動体制を速やかに確保する。

(5) 防災体制の解除

災害の発生するおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して平常組織によって処理し得ると認めた場合は、PPIH 代表取締役社長(不在の場合は代行順位に準ずる)により緊急事態宣言下体制を解除する。

第3章 災害予防に関する事項

◇当社施設等に関する備え

- 第7条 災害により大きな被害が発生することが見込まれる。また、あわせてライフライン(電力・ガス・水道など)の供給停止に伴って、一部の設備が使用不可能となる可能性も想定される。拠点・設備・備品などに関して事前の対策を実施しておくことが必要となる為、以下を重要拠点および移転先として定める。
- (1) 危機管理センターの役割について

防災対策本部(稲沢本部)設置場所である危機管理センターは、各事業所からの情報を集約し、適切な全社的な対応を検討・指示する重要な機能を担う拠点とする。

- ① 南海トラフ巨大地震などの大規模地震発生時の一時避難場所
- ② 防災対策本部(稲沢本部)設置場所および事業所の早期復旧のサポート拠点
- ③ 店舗復旧の要となる情報システム部、物流部の運営拠点
- (2) 事務所機能壊滅時の防災対策本部移転先

重要拠点(本社機能、物流コントロール機能など)についても、拠点被災の代替拠点を定める。 ユニー㈱本社および各エリア事務所が事業継続不可能になった場合は、PPIH 防災対策本部(中 目黒)が併合し運用を行う。

◇防災教育・訓練の実施

第8条 平素から、的確な防災業務の実施が可能となるよう社内における訓練を実施するとともに、関係機関が実施する防災業務についての訓練に参加するよう努める。

従業員教育では、地震・自然災害及び店舗周辺で発生しうる自然災害に対する対応について、「地震対応ガイドライン」を作成・更新し社内に開示することで従業員の知識の向上を図り、朝礼等を通じて定期的に従業員への教育を行う。

各従業員の事業継続計画に対する理解を深め、緊急事態発生時での各自の役割を明確にして、 行動出来る様にするために定期的な教育・訓練については以下の内容を定期的に実施する。

- (1) 地震発生時の危機管理センターの稼動を想定した実働訓練
- (2) 災害対策本部(東京)との連携対応訓練
- (3) 地震発生時の安否確認メール配信訓練
- (4) 地震発生時の災害状況報告訓練
- (5) 津波発生時の避難訓練
- (6) 消防訓練
- (7) 防災テスト
- ◇防災器具の点検
- 第9条 自主点検・検査の実施及び予防安全措置については、次の各号の通りとする。
 - (1) 消火器等消防設備等の確認・点検を行う
 - (2) 什器・備品・商品などの落下・転倒・破損防止措置を講じる。
 - (3) 建物外壁・窓ガラス・屋外広告物などの落下防止措置を講じる。
 - (4) その他必要な防災措置を講じる。
- ◇備蓄に関する備え

第10条 防災業務のため必要な備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の把握に努める。

災害が長期に及んだ場合においても、防災業務の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、関係機関との間でその供給に関する協定をあらかじめ締結する等、必要な体制の整備に努める。

第4章 災害応急対策に関する事項

◇活動体制の確立

第11条 緊急事態宣言が発令され、災害対策本部が設置された場合には、必要に応じて緊急対策本部 を設置する。また、災害時の行動指針は以下の通りとする。

<PPIH グループ事業継続方針>

当社は、営業活動を行う国及びその周辺において災害が発生した場合、当社の社員・家族の安全、財産等の保全を図るとともに、世界で行っている流通活動を継続しつつ、被災地において求められる商品流通・販売を、円滑かつスピードをもって対応します。災害対応を通じてさらなる顧客からの支持を獲得し、流通企業としての社会責任を果たします。

- 1. 従業員とその家族の安全・安心を守ります
- 2. 被災地への商品流通を速やかに回復させ、商品をいち早く届けます
- 3. パートナーとの関係の維持・継続を図ります

<被災時における行動指針>

- (1) 『安全最優先』
- ・人命最優先とし、顧客の避難誘導・負傷者対応を行う。
- ※顧客・従業員の安全を優先すること
- (2) 『営業継続』
- ・地域のインフラとして可能な限り被災地へ物資を供給します
- (3) 『地域・社会貢献』
- ・顧客への商品提供については、『現場一任』とします。

企業原理である「顧客最優先主義」の下、可能な範囲での提供を行います

◇情報連絡体制の確保

- 第12条 情報収集及び報告については、次の各号の通りとする。
 - (1) 当社施設等の被災の状況、防災業務の実施状況等災害に関する情報を迅速に収集するものとし、 防災対策本部はこれらの情報を集約して必要に応じ関係機関に報告する。
 - (2) 防災対策本部は、政府災害対策本部から災害の状況や防災業務を実施するにあたり必要となる 安全に関する情報等について収集を行うとともに、社内での共有を行う。
- 第13条 通信体制の確保については、次の各号の通りとする。
 - (1) 災害が発生した場合には、直ちに必要な通信設備の機能確認を行うとともに、連絡のために必要な通信手段を確保する。
 - (2) 防災業務の実施に必要な通信設備に障害が生じた場合、直ちに所管省庁に支障の状況を連絡するとともに、通信設備の復旧を行う。

第5章 災害復旧に関する事項

◇応急の復旧

第14条 災害が発生した場合の対応については次の各号の通りとする。

ライフラインとしての役割を果たす当社において、最も大きな地域からのニーズは生活必需品の供給継続となる。生活必需品の供給のために必要となる商品物流は、その継続が道路の被災状況や交通規制等の外的要因に大きく左右される部分もあるが、自社としても可能な限りの対策を行っておく事とする。

(1)情報収集

災害情報システム等により得られる、気象状況・道路啓開状況など各種情報を迅速に収集・解析し、 物資輸送のルートを検討する。

供給物資も、被災地ニーズを汲み取り被災状況に対して臨機応変に対応する。

(2)商品供給

災害発生後は店舗復旧を急ぐと共に安全確保も徹底し、店頭での手売りも含めた速やかな営業再開を目指す。また、パートナー様の状況把握を行い、商品供給体制を立て直すと共に、近隣店舗や被災地エリア外の店舗や物流センターの在庫状況を確認し、被災店舗への商品供給を行う。

第6章 南海トラフ地震の防災対策推進計画

◇各種対応等

- 第15条 大震法第6条1項の規定に基づく「地震防災強化計画」並びに南海トラフ法第5条1項の規定に基づく「推進計画」については、前条までの規定によるほか、以下のとおりとする。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)
 - ※監視領域内でM6.8以上の地震が発生したと評価他
 - ・被害が生じた店舗については復旧に向けて前条までの規定に基づき行動する
 - ・被害が無い店舗については、発災時の行動事項・安全確保の行動を確認する
 - ・全計向けに地震及び津波災害に関する注意喚起情報を発信
 - (2) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)
 - ※監視領域内で M7.0 以上の地震が発生したと評価
 - ※想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価
 - ・被害が生じた店舗については復旧に向けて前条までの規定に基づき行動する
 - ・被害が無い店舗については、発災時の行動事項・安全確保の行動を確認する
 - ・南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている地域の店舗従業員及びステークスホルダーについては、概ね発災後1週間は後発地震の発生に警戒し、発災時の行動確認・安全確保の行動を確認する
 - ・全社向けに地震及び津波災害に関する注意喚起情報を発信
 - (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)
 - ※想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生したと評価
 - ・被害が生じた店舗については復旧に向けて前条までの規定に基づき行動する
 - ・被害が無い店舗については、発災時の行動事項・安全確保の行動を確認する
 - ・後発地震発生の恐れがある南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている地域の店舗従業員及びステークスホルダーが、自身の生命の安全を最優先となる行動が取れるように注意喚起及び情報提供を行う

第7章 日本・千島海溝地震の防災対策推進計画

◇各種対応等

- 第16条 大震法第6条1項の規定に基づく「地震防災強化計画」並びに日本・千島海溝法第6条1項 の規定に基づく「推進計画」については、前条までの規定によるほか、以下のとおりとする。
 - (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報
 - ※想定震源域及びその周辺でM7.0以上の地震が発生したと評価
 - ・被害が生じた店舗については復旧に向けて前条までの規定に基づき行動する
 - ・被害が無い店舗については、発災時の行動事項・安全確保の行動を確認する
 - ・全社向けに地震及び津波災害に関する注意喚起情報を発信

第8章 計画の適切な見直し

◇計画の検討・変更

第17条 本計画の内容につき毎年検討を加え、計画を変更する必要があると認めるときは、関係機関に対し資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求め、改訂・追加を行う。

初版 2018年 6月30日 改訂 2021年 6月21日 改訂 2025年 2月25日